

大東町佐東地区の玉体第3号横穴墓はTK10号窯式～TK43号窯式の有蓋高壺が副葬されていたが（大東町教育委員会 1991）、これは尾張系須恵器の特徴をもっていた。同じく旧大東町睦三地区の毛森山横穴墓群の一角にある田ヶ谷B1号横穴墓からは（大東町教育委員会 2004b）、尾張系須恵器の壺蓋が認められた。これはTK217号窯式に併行する時期の製品と考えられる。古代の城飼郡新野郷にあたる新野西ノ谷B1号横穴墓と第4号横穴墓から高台のつく壺身に扁平なつまみをもつ壺蓋のセットが出土したが（町史編さん委員会 2006）、これも7世紀後葉～末の尾張系須恵器と考えられる。

この状況をみると、旧城飼郡南部には少数例ながら6世紀後葉から8世紀初頭まで、尾張からの須恵器が搬入されていたことが知りえる。他方、須恵器と須恵質埴輪の焼造に当たっては、尾張系陶工に移住と一定期間の定住という背景がある。このような移住と定住が重なり合って、須恵器の搬入が行われたと考えてみたい。『続日本紀』宝亀二（771）年三月の上には、私物をもって窮民を救った人物に城飼郡主帳玉造部広公と檜前舎人部諸国がいたが、この功により二人は爵を賜った。主帳という職務は郡四等官のうち最下級にあたり、律令の規定では郡主帳二人は上郡の定数にあたる（和田英松 1902）。このことから8世紀の城飼郡は12郷からなっていたと考えられる（原秀三郎 1994）。

なお檜前舎人部（ひのくまのとねりべ）とは宣化天皇の親衛隊である舎人にちなむ。『新撰姓氏録』では神別 火明命の子孫とされ、尾張連と同祖一族とされている。このことから城飼郡における檜前舎人部の存在は、6世紀から7世紀における尾張との交易や陶工集団の移住と結びつけて考えることができるかもしれない。

『先代旧事本紀』では物部氏の祖先饒速日（ニギハヤヒ）命は、尾張連の祖先である火明命と同一神とする。すると天神族（天津神の子孫）の物部氏は、『新撰姓氏録』の天孫族である尾張連より分かれた檜前舎人という記述とは相容れないこととなってしまう。檜前舎人を物部氏を出自とする説は、遠江における久努や遠淡海など旧国造が物部系氏族と伝わっている点、『旧事本紀』が物部氏を重視している点から、その領域の氏族は、何らかのかたちで物部系氏族の影響を受けていたとみるべきかもしれない。

つぎに尾張から入っている山茶碗についてふれてみたい。七社神社遺跡3区では常滑編年6-a型式の碗と小皿が、6区では5型式の碗が出土した。遠江の中世遺跡では、12世紀段階で常滑窯の壺・甕類が認められることは多いが、碗・皿類の供膳具の報告に接することは少ない。ところが下平河八幡神社西遺跡、下平河八幡神社谷遺跡出土中世土器を分析した溝口彰啓氏によると（溝口彰啓他 2009）、常滑3型式の碗がみられ、常滑5型式あたりからその出土量が飛躍的に増加し、6-a型式の碗・皿類とあわせると同じ時期の碗・皿類の過半数を占めるという。

近隣の毛森山横穴墓群薬師3号横穴墓から、常滑編年6-a型式の碗が出土している。この資料も含め、だいぶ以前に実測した遺物実測図を提供し、2004年に発掘調査報告書が刊行されたが、報告書では常滑窯の碗であることの記述はもれている（大東町教育委員会 2004b）。同じく旧大東町の明僧横穴墓群西支群3号横穴墓からは、常滑編年5型式の碗が出土している（大東町教育委員会 1995）。以上の例から七社神社遺跡周辺は尾張系山茶碗が一定量搬入され、消費された地域であることを確認できた。

第3節 城飼郡の古代氏族

七社神社遺跡では7世紀後半から8世紀代が1つのピークの時期であった。ここではその基盤となる背景を知るために、つぎの文献資料や木簡によって確認できる城飼郡の古代氏族についてふれ、あわせて考古学に知りえるこの地域の後期古墳の実態と比較・検討してみたい。

大山守皇子、是土方君・榛原君、凡二族之始祖也…「日本書紀」応神天皇二年の条

以下、小治田朝廷（推古朝）城飼評督以後、城飼郡司となる。「土方家系図」（静岡県 1989）

城飼郡朝夷郷戸主大湯坐部子根麻呂…「東南院文書」宝亀元（770）年の条

城飼郡主帳玉造部広公、檜前舎人部諸国…「続日本紀」宝亀二（771）年の条

狹東郷戸主文委マ（文部カ）麻口…「御殿・二宮遺跡木簡」

このうち土方氏の分流には「土方家系図」にみえる日置君、榛原君が認められるが、いずれも『倭名類聚鈔』の城飼郡比木（日置里）と榛原郡榛原里に居を構えていたとされる。「土方氏系図」については、いわゆる「郡評論争」で問題となった「評」の記載があり、原秀三郎氏によって「評から郡へと土方一族がどのようにかかわってきたかを知ることができるはなはだ興味深い史料」とされた（原秀三郎 1994）。この土方君は8世紀においても郡司四等官や軍団軍毅に任官し、位階としては一般官人の内位ではなく地方豪族の外位を得ているが、都に上って大舎人、外正六位上まで昇った人物も輩出している。なお柿本人麿の歌で知られる「土方娘子」は土方氏出身の采女とも考えられている。このように土方氏は城飼郡ではもっとも有力な氏族と考えられる。

ところで城飼郡主帳玉造部広公、檜前舎人部諸国の記事から、城飼郡にもこのような有力氏族がいたことがわかる。これらの氏姓は伴部と名代・子代部に由来する。ほかに戸主についても大湯坐部、文部氏姓が認められるので、城飼郡ではいろいろな氏姓をもつ人々から成り立っていたと推定される。

他方、城飼郡域の後期古墳の多くは横穴墓群が大半を占めるが、築造時期は6世紀から7世紀代である。それはちょうど土方君が城飼評督に任じられていた頃とそれ以前にあたる。現状での東遠江の横穴墓の出現時期はMT15窯式併行の6世紀前葉であるが、城飼郡域ではTK10号窯式併行の6世紀中葉と考えられる（静岡県考古学会 2001）。この地域では出現期の横穴墓はまれで、菊川市宇洞山1号横穴墓のようなTK43号窯式併行期も少なく、大半がTK209号窯式（新）併行からTK217窯式併行期である。東遠江の横穴墓の特徴は平面や断面の形態に現れ、城飼郡域ではほぼドーム形の横穴墓で占められる。それとは別の分布を異する尖頭形プランの横穴墓は、原野谷川中流域から太田川中流域に分布して対象的である。このような明瞭な違いが、どのような規制や要因によって成り立っているかは不明であるが、地方が国造制—評制への移行期にみられる様相であることを指摘しておく。

城飼郡域の後期群集墳に論点を戻したい。横穴墓の分布状況は菊川上流域に山本、大渕ヶ谷、篠ヶ谷など100基前後の大型群集墳の形成がみられるほか、その支流にあたる旧菊川町杉森、平尾周辺に30基の群集墳が認められる。この規模の群集墳は旧菊川町、旧小笠町、大東町にいくつか認められる。菊川流域以外の旧浜岡町域では新野、比木など『倭名類聚鈔』郷の比定地に10基以下の規模で広く分布する。城飼郡の西南域にあたる旧大須賀町には愛宕山、十二社神社横穴墓群が分布するが、いずれも5基前後の1単位群が認められる。その時期はいずれもTK217窯式併行期である。おそらく城飼郡の墓制を採用したとみれるこの横穴墓の存在から、現在の掛川市大須賀付近が、城飼郡（評）の境界であったことを反映しているのであろうか。

先の城飼郡における氏姓の分布をみると、異なる氏姓であってもほぼ共通の横穴墓という墓制を導入していることが判明する。ところが一部の地域にごく少数ながら、単独で存在する横穴式石室の古墳が認められる。この例外というべき例については、別に何らかの要因が働いたと考えている。

城飼郡域の群集墳の分布をみると、すでに『倭名類聚鈔』の郷比定地にくまなく分布していたことが判明する。律令制下の城飼郡は古代遠江の郡域としては、決して広くない範囲に11郷、8世紀段階では2人の主帳の存在から12郷から成ると推定される。すでに群集墳の段階から、上郡（15～12郷）となる要素が成立していたと評価したい。

ところで郡域を異にする榛原郡域には旧相良町内と旧榛原町内に横穴墓群が認められるが、横穴式石室の群集墳と併存している。周辺の群集墳が横穴式石室からなる旧榛原町内の大ヶ谷横穴墓群は、横穴墓中心地帯の城飼郡域から移住した榛原君（土方君の分流）一族の墓所に比定できるかも知れない。